

## 団体交渉における総長ステートメント

2006年3月17日

先般提示した2006年度給与の変更案に対する貴職員組合の3月16日付けの要求を拝受しました。真摯な議論をしていただき感謝します。

本件提案に対してはかねてから「あまりに拙速」とご批判いただきましたが、昨年10月に公務員給与関連法が成立したさい、11月1日付けで職員組合のみなさんに示した総長文書で、2006年度から変更される「公務員の給与構造」を詳細に紹介するとともに「来年度については…近々対応を迫られるであろうこと」を予測して、早急に検討しなければならないので、この点に関する貴職員組合の建設的なご意見もうかがいたい」と依頼しておきました。従って骨格的部分のご検討は、すでに早い段階でお願いしていたという事情を勘案してください。また、このたびの提案自体が検討期間1ヶ月になったのは、関連法令の全貌が2月中旬にようやく明らかになったためですが、それでも部局長会提案(2月21日)より先に貴職員組合に提示するという、法人としては最大限の努力をした点もご理解いただきたいと思います。

貴職員組合からは昨年段階で、2005年度人事院勧告に準拠することに反対する旨の声明や、608人の反対署名をいただきましたが、そのスタンスは、いわば「条件闘争」には入らない立場でしたため、残念ながら個別問題でのご意見をうかがうことはできませんでした。本件提案の基本的姿勢は、たびたび説明してきましたように、「本学職員の給与等が現在の水準を下回することは極力回避する、処遇改善に寄与する部分はこれを活用する、さらに一部では「新しい給与構造」を上回る処遇改善もはかる、加えて大学職員の独自の在り方から「特定職員」とはしない等の工夫をするなどの、職員には有利な本学独自の判断を加えつつ、法的・制度的・政治的制約や今後の懸念から、「新しい給与構造」に準拠する「形をとる」というものですので、貴職員組合とは基本的スタンスが異なります。この相違のままですと、交渉の余地なし、となるほかありません。ただ、今回の要求を含め、提案後のご意見等は各種の「条件」にシフトしてきておりますので、その限りで交渉の余地が出てきました。

私を代表とする法人側は、貴職員組合を「共同決定のパートナー」と位置づけておりますが、それは、適用されるようになった労働組合法の精神によるものだけでなく、本学の自治の精神を貫いてきた「全構成員自治」の理念にも基づいております。「大学の自治」とは「社会から付託された自治」であることは言うまでもありません。従って、本学が置かれている厳しい状況と限られた資源のなかで、にもかかわらず歴史と社会が本学に求めている高度な研究教育上の責務を果たし、大学運営についての重い社会的説明責任を全うするには、全構成員が英知を結集して立ち向かっていかなければならないと考えています。本学の運営につきましては、この観点から、私たちの共有財産である本学を発展させる建設的なご意見を、引き続きお寄せいただきますよう、あらためてお願い申し上げます。

以上を前提に、団体交渉等で寄せられ、またこのたびの要求にまとめられたご意見につき、次のように決断いたしましたので、その骨格を、総長の責任でお示しします。

### 要求への回答

(1) 2006年度の給与構造につき、国家公務員に適用される新しい給与構造に準拠する形をとること、その施行は4月1日とすること、については、すでに縷言した事情から譲れない。したがってたとえば要求5「給与水準の引き上げ、上位級定数の拡大」は、退職手当措置制度からくる制度的制約もあって、当面は不可能である。

(2) 要求2「現給保障期間経過後の現給保障」については、国における現給保障制度期間の見通しが明確でない以上、(1)と同様の事情から、確約できない。

(3) 要求4「地域手当のいっそうの増額」については、本学が相当な決断で他大学にぬきんでた対応をしていることをご理解いただき、当面は回答を留保する。

(4) 提示した、職員には有利な本学独自の判断部分はこれを維持するとともに、加えて、要求1「契約職員の賃金を引き下げない」を受け入れ、本学の給与規程によりやむなく現給を下回ることとなるごく一部の非常勤職員については、原案を修正し、現給を維持する結果となるように規程改正案を直ちに修正し決定を得る。

(5) 本件を通して、非常勤職員給与の積算基準を常勤職員の給与に求めている、国立大学時代からの考え方を見直す必要が出てきた。非常勤職員の処遇改善は、かねてから求められてきていたし、今回の要求1及び3においても、現行制度を前提とした処遇改善案を提示していただいた。本学は、非常勤職員の処遇問題につき、この間、総合的な人事戦略を検討する中で検討してきた。その結果、おおむね、以下のような骨子で非常勤職員制度を抜本的に見直し、来年度に順次規程改正を行い、一部は2006年度途中から、またそれ以外は2007年度から施行したい。詳細は担当理事から説明する。

- ① 正職員と区分不分明な「契約職員」という制度は、原則として廃止する。もとより現在雇用中の契約職員の雇用期間更新は保障する。
- ② 契約職員に適用されている3月31日の雇用中断日制度は、来年度からこれを撤廃する。
- ③ 長期雇用の非常勤職員、特に契約職員に対し、選考採用による常勤職員化の道を開く。
- ④ 業務内容の抜本的見直しを前提に、業務形態を、正職員・非常勤職員・外部委託の3種に類型化し、来年度10月の事務機構再編成に合わせて、各形態に適合的な業務の再配置を行う。
- ⑤ 非常勤職員の給与は、地場賃金を参照したシンプルな給与体系に移行する。